

○東京藝術大学ダイバーシティ推進室要項

〔平成28年10月20日〕
制 定

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、本学におけるダイバーシティ環境整備の推進に係る全学的な戦略を企画・立案することを目的とする。

(組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（学長特命担当）
- (2) 学長特命（ダイバーシティ担当）
- (3) コーディネーター
- (4) 専門スタッフ
- (5) その他室長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第5号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(室長)

第5条 推進室に室長を置き、理事（学長特命担当）をもって充てる。

2 室長は、推進室を主宰する。

(コーディネーター)

第6条 コーディネーターは、室長の命を受けて、第2条に掲げる目的のため、企画立案、連絡調整等を行う。

(専門スタッフ)

第7条 専門スタッフは、室長及びコーディネーターの命を受けて、ダイバーシティの専門的事項を処理するものとする。

(室員以外の者の出席)

第8条 室長は、必要があると認めた場合、室員以外の者を推進室に出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会)

第9条 推進室に運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進室が行う任務の基本方針に関すること。
 - (2) 推進室の管理運営及び人事に関すること。
 - (3) その他室長が必要と認めたこと。
- 2 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 理事（学長特命担当）
 - (2) 理事（総務担当）

- (3) 理事（教育担当）
- (4) 理事（研究担当）
- (5) 学長特命（ダイバーシティ担当）
- (6) 保健管理センター長
- (7) 各学部及び研究科の教授会構成員から選出された者 各1名
- (8) その他委員長が必要と認めるもの

4 前項第7号及び第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（専門委員会）

第10条 室長が必要と認めるときは、専門的事項を審議、企画立案、実施するため、推進室に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、室長が別に定める。

（庶務）

第11条 推進室の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月20日から施行する。